

令和8年度消費者啓発広報事業 業務委託に係る企画競争実施要領

1 業務の名称

令和8年度消費者啓発広報事業業務委託（以下「本業務」という。）

2 業務の概要

(1) 業務の目的

消費者トラブルの事例や相談先等について情報提供することで、消費者の自立を促し、消費者被害の未然防止を図るとともに、被害にあった場合でも適切に対処できるようにする。

(2) 当該業務で啓発を行う主な対象者

県内に居住する高齢者（60歳以上）と若年者（30歳未満）

(3) 業務の内容

本業務仕様書（別紙1）のとおり。

(4) 履行期限

令和9年1月29日（金）まで

(5) 予算上限額

3,676千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※契約金額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

3 事務を担当する部局の名称及び問い合わせ先

鹿児島県 総務部 男女共同参画局 暮らし共生協働課 消費者行政推進室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-2521

FAX：099-286-5524

メールアドレス：syouhi-gyousei@pref.kagoshima.lg.jp

4 企画競争に参加する者に必要な資格

次の各号の全ての基準を満たしている者のみ企画競争に参加することができる。

(1) 鹿児島県「役務の提供等に係る競争入札参加者名簿」に登録されていること。

(2) 各種広告やグッズ等の制作実績（民間・自治体・国を問わない）があること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 都道府県税に関し未納がないこと。

(5) 消費税及び地方消費税課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

- (6) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154条）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、事務局が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

5 参加意向申出書の提出

企画競争に参加を希望する者は、参加意向申出書（別紙2）を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年7月17日（金）午後5時まで（必着）
- (2) 提出先 上記3に同じ
- (3) 提出方法 ファックス又は電子メール

6 企画競争に関する質問及び回答

(1) 質問

ア 質問受付期間

令和8年7月21日（火）～7月31日（金）午後1時

イ 提出方法

ファックス又は電子メール

(2) 回答

質問に対する回答は、全ての事業者に対し、電子メールで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

7 企画提案書等の提出

企画提案書の提出を希望するものは、次の方法により提出すること。

(1) 提出場所

上記3に同じ。

(2) 提出方法

上記(1)の提出場所に、午前8時30分から午後5時までの間に持参又は郵送で提出すること。ただし、土日祝日を除く。

(3) 提出期限

令和8年8月6日（木）午後5時まで（郵送の場合、期限内に必着）

(4) 提出書類

ア 企画提案書

- ・ 企画提案書作成要領（別紙3）による。

イ 経費の内訳を記載した見積書

- ・ 宛名は「鹿児島県知事 塩田 康一」とし、会社の代表者印を押印するか、「発行責任者及び担当者」の氏名（フルネーム）、連絡先（原則、固定電話）を記載すること

- ・ 消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者を問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を見積書に記載すること。
- ・ 本県の相談内容を含む制作物であり、本県以外による二次的利用が望ましくないため、「著作権その他の権利は原則として県に帰属する」こととする（契約書上にも明記する。）ので、その前提で見積もること。
- ウ 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書（原本）
 - ・ 県内の納税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの。
- エ 消費税及び地方消費税課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書（原本）
- オ 業務の実施体制（別紙4）
- カ これまでに制作した広告やグッズ等、過去の制作実績（別紙5）
 - ・ 制作物や内容が分かる資料（写真等）も併せて提出すること。
- (5) 提出部数
 - 正本1部、副本6部（副本のうち、上記7(4)のイ、ウ、エは写しで可）
- (6) その他
 - ア 提出期限後の提出書類の再提出及び差替えは認めない。
 - イ 見積書は、企画競争の審査対象とする。

8 審査方法

- (1) 企画提案書のみで審査
 - プレゼンテーションは行わず、企画提案書の内容で審査を行う。
- (2) 企画提案内容の評価
 - 上記(1)の企画提案書の内容を踏まえ、消費者啓発広報事業業務委託企画提案選定委員会(以下「選定委員会」という。)において採点評価を行う。
- (3) 企画提案内容の採否
 - ① 契約相手方の候補者の決定
 - 選定委員会での採点結果、最も県内消費者への周知効果が高いと認められる企画提案書を提出した者を、契約相手方の候補者（以下「候補者」という。）として決定する。
 - ② 審査結果の通知
 - ア 通知日
 - 令和8年8月24日（月）頃
 - イ 通知方法
 - 企画提案書を提出したすべての者に対し、文書又は電子メールにより通知する。
 - なお、審査結果に係る説明は行わない。

9 提案の無効

- (1) 参加資格のない者がした提案

- (2) 提出された提案書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合
- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
 - ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの

10 契約

(1) 契約手続き

候補者に対しては、審査結果の通知後、別途、県から契約締結に係る見積書の提出依頼を行う。候補者は、見積書提出後、県から契約相手方の決定通知を受けた日から5日以内に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

(2) 契約内容の協議と調整

委託契約の締結にあたっては、企画提案書の内容をそのまま実施することを予め約束するものではない。したがって、候補者と県は、企画提案書の内容をもとに、義務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。

(3) 交渉が整わない場合

交渉が整わない場合は、審査の結果次点とされた者を候補者とし、交渉を行う。

11 その他

- (1) 本業務の調達の場合に要する一切の費用は、企画競争参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (4) 本件に関する事項の質疑については、上記3で受け付ける。